

第5回長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する 地域連絡協議会議事要旨

- 1 日時 令和6年10月29日（火）17:30～19:00
- 2 場所 長崎大学高度感染症研究センター本館1階大会議室
- 3 出席者数 20名 森内（議長）、山下（副議長）、後田、田中、梶村、宮崎、道津、
神田、寺井、泉川、米満、長谷川、林、廣田、麻生、寺平、安田、
南保、中嶋、渡邊の各委員
- 4 欠席者 1名 深堀委員
- 5 オブザーバー
秋野 桂（文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官）
- 6 事務局（長崎大学）
好井健太郎（高度感染症研究センター教授）、早川 慶（研究国際部長）、吉岡裕敏
（研究国際部学術支援課長）、村上陽介（研究国際部感染症研究支援企画課長）、
大西 誠（研究国際部感染症研究支援管理課長）、青木宏幸（施設部施設整備課長）、
浦川公宏（施設部施設管理課長）

7 議事

議事に先立ち、事務局から、会場参加を原則とするが、前回同様、一部の委員は自宅等からオンラインで参加していること、一般傍聴者及び報道関係者に別会場で公開すること、撮影は報道機関に冒頭のみ許可することなどの説明があった。

引き続き、議長から、7月11日に久米委員が逝去された旨の報告があり、ご冥福を祈り、黙祷が捧げられた。

また、事務局から、資料2に基づき委員の交代等について報告があった後、渡邊委員から挨拶があった。さらに、文部科学省の人事異動に伴い、今回から秋野企画官がオブザーバーとして参加している旨の紹介と挨拶があった。

(1) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

＜施設の使用状況について＞

議長から、報告に際しては実験棟の内部などセキュリティ上機密な部分があるためスライド（配付資料なし）を使用して報告することの説明があった後、①「教育訓練の状況」について報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の大略は次のとおり。

①教育訓練の状況

（安田委員）まず私から、実験棟へのウイルスの搬入予定について報告したい。教育訓練も進んできたので、11月上旬に病原性の低いウイルスを実験棟に搬入し、ウイルスを使った教育訓練を始める予定である。搬入予定のウイルスは、ハザラウイルス、フニンウイルス Candid #1 株、インフルエンザウイルス A/PR/8/34 (H1N1) 株の三つであり、いずれのウイルスもヒトへの病原性は認められないウイルスである。一つ目のハザラウイルスは、一種病原体等であるクリミア・コンゴ出血熱ウイルスという非常に致死性の高いウイルスと非常によく似たウイルスのモデルウイルスとして用いられているが、ヒトに対する病原性はない。二つ目のフニンウイルス Candid #1 株は、一種病原体等であるアルゼンチン出血熱（南米出血熱の一種）の原因となるフニンウイルスの弱毒株で、流行地であるアルゼンチンではワクチン製造株として用いられ、国民に接種されており病原性はない。三つ目のインフルエンザウイルス A/PR/8/34 (H1N1) 株は、いわゆる

A型インフルエンザウイルスと呼ばれるもので、1934年に単離されたヒト由来ウイルスの実験株で、国内研究機関で広く研究やワクチン開発に使用されている一般的な株の1つで、これもヒトにはほとんど病原性を示さないウイルスである。この三つのウイルスを来月搬入し、教育訓練等に使用する予定である。

(南保委員) 私からは、ウイルスを取り扱う教育訓練について説明したい。先ほど安田委員から説明があったとおり、3種類のウイルスを来月上旬に実験棟 BSL-4 実験室に搬入予定であり、これらのウイルスを用いたスーツ着用下での訓練に向けた準備を予定している。最初に、講師を務める先生方がこのウイルスを用いて、今後どのような訓練をどのような手順を踏んで行うのか検証する予定である。施設の定期点検の時期の関係もあり、おそらくこの講師によるウイルスを用いた訓練手順の検証で今年度は終了し、来年度改めて、習熟訓練が完了した職員を対象に、本年度検証した手順に基づき訓練を行う予定である。

昨年10月の本協議会で報告したが、現在は、講師とのマンツーマン形式で病原体を取り扱う実験を想定した訓練を行っているところであり、スーツ着用下で、安全キャビネット内での操作訓練、遠心機の使用訓練、顕微鏡を用いた細胞観察訓練など、実験機器を用いた細胞培養訓練を続けている。

(山下副議長) まず、安田先生にお聞きしたい。新型コロナのときに変異というものを経験したが、弱毒と言っているものが毒性を持つ可能性はないのか。

(安田委員) まず、ハザラウイルスはバングラデシュでダニから分離されたウイルスで、数十年来、実験室で使われており、これが強毒になったという報告はない。二つ目のフニンウイルス Candid #1 株はアルゼンチンでは数十万人に流行地で接種されているワクチンで、これも強毒株になったとか、ワクチンの有害症例の報告はない。三つ目のインフルエンザウイルス A/PR/8/34 (H1N1) 株に関しても、1934年に分離されて以降、ずっと実験室で使われている株であるが、これまで人に重篤な感染症を起こしたという報告も一切ない。この三つに関しては、安定的に弱毒が維持されているものであり、強毒になる可能性は極めて低いと考えている。

(山下副議長) 教育訓練を行う講師は長崎大学の人なのか。

(南保委員) そのとおり。

(山下副議長) 教育を受けている人も長崎大学の人なのか。

(南保委員) そのとおり。

(山下副議長) それでは、今、実験棟の中に入っているのは、基本的にまだ長崎大学の人だけで、他大学の人は入っていないということか。

(南保委員) まだ入っていない。

(山下副議長) 訓練中の事故は起きていないと思うが、ヒヤリハットみたいな事例があれば教えていただきたい。

(南保委員) 繰り返しになるが、今まで病原体は取り扱っておらず、重大なヒヤリハットの事例はこれまで発生していない。ただ、今まで様々な訓練を行う中で、今後病原体を用いて実験する上で注意すべき点を、バイオリスク管理部門と一緒に、リスクアセスメントという形で洗い出しを進めているところであり、今後それを精査し、そういった事例が起きないように、安全に取り扱えるような手順を作成していきたい。

(神田委員) 差し支えなければ、訓練を受けた人が何人ぐらいいるか教えていただきたい。

(南保委員) 現在、訓練に参加している職員の総数は二十数名である。講師は主に海外のBSL-4施設の使用経験があり、そこで研鑽を積んだ数名で、残りが受講生という形で訓練を進めている。

(梶村委員) ハザラウイルスがモデルウイルスで、フニンウイルスがワクチン株で、A型

インフルエンザウイルスが実験室株という説明だったが、それぞれどういう意味なのか。

(安田委員) まず、ハザラウイルスは、クリミア・コンゴ出血熱ウイルスに非常に性質が似ている。病原性は全く違うが、どういう細胞で増えるかとか、どれぐらいの時間で細胞が増えるのかとか、その辺の性質が似ているものなので、クリミア・コンゴ出血熱のモデルとしてハザラウイルスを教育訓練で使うものである。次に、フニンウイルスであるが、将来的には南米出血熱なども我々の研究対象と考えており、フニンウイルスの野生株は病原性が高く BSL-4 病原体なので取り扱うことはできないが、ワクチン株は BSL-2 病原体であり、南米出血熱のモデルとしてワクチン株を使用する。インフルエンザウイルスは、ごくごく一般的なウイルスで、非常に増えやすいし、代表的なウイルスということで、病原性がほとんどない A 型インフルエンザウイルスの PR8 株を使った実験等を予定している。

(梶村委員) ワクチン株とはどういうものか。ワクチンを生み出す株とか、そういうことなのか。実験室株とはどういうものか。

(安田委員) ワクチン株とは、感染力や毒性を弱めたウイルス株をワクチンとして使用しているもので、フニンウイルス Candid #1 株はアルゼンチンでは政府から認められているアルゼンチン出血熱の原因となるフニンウイルスの弱毒生ワクチンというタイプのワクチン株である。実験室株とは、培養細胞等に順化し、培養細胞でよく増え、実験で非常に取り扱いやすいようにしたウイルスを実験室株と呼んでいる。

(森内議長) ウイルスは実験室の中でずっと飼っておくとそのうちだんだん人への病原性が弱くなるので、それを利用して生ワクチンにしたものも結構多い。モデルウイルスについては、例えば天然痘という怖い病気のウイルスと、子どもがよくかかる水いぼのウイルスは非常によく似ており、天然痘ウイルスの感染メカニズムを研究する上では水いぼのウイルスは非常に役に立つが、それで起こる病気は大したことないか、場合によっては全く人に病気を起こさない。そういうウイルスがモデルウイルスとして利用される。

(道津委員) 今後この三つの BSL-2 ウイルスを使い、スーツ着用下でウイルスを取り扱う教育訓練を行うということであるが、この三つの BSL-2 ウイルスの取扱いに合格してから、少し病原性のある BSL-3 ウイルスを用いた教育訓練に移行することになるのか。

(南保委員) おっしゃるとおり、BSL-2 ウイルスでの取扱いがきちんと安全にできることを確認し、修了したことを確認した上で、より病原性の高い BSL-3 レベルのウイルスに移行する工程を考えている。

<施設の管理状況について>

資料 3 により、②「高度感染症研究センター実験棟の運用に向けた対応状況」について報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の大略は次のとおり。

②高度感染症研究センター実験棟の運用に向けた対応状況

(中嶋委員)

「1. 実験棟の運用に向けた対応予定」

「BSL-4 生物災害等防止安全管理規則の運用スケジュール」は、ステップ 1 からステップ 2、ステップ 3、ステップ 4 と縦に今後の流れを説明したものである。この資料は令和元年 9 月に開催した第 27 回本協議会において配付したもので、当時は、リスクアセスメントの結果をもとに安全管理規則をとりまとめている段階で、規則の運用スケジュールの流れを説明したものである。ステップ 1 は施設建設。施設完成後、引渡しを受け、ステップ 2 で BSL-4 施設を稼働。その後、厚生労働大臣による特定一

種病原体等所持施設の指定を受け、ステップ3で大臣指定された施設として稼働。その後、厚生労働大臣による特定一種病原体等所持のための指定等を受け、ステップ4で大臣指定された所持施設として、本センターの一番の目的である特定一種病原体等を用いた研究を実施する。このような大きな4段階でステップアップしていくことを説明させていただいた。

「2. ステップ2（準備・検証）までの取組み」

現在はステップ2である。2021年7月に施設完成・引渡しを受け、2022年3月までに研究設備・機材の搬入を進め、指定に向けた準備・検証のためにBSL-4施設を稼働させ、「地域へのご説明」「市、消防、警察との調整」「規則、基準、要項等の整備」「設備の検証・慣熟運転」「職員の教育訓練」などを行っているところである。

「3. ステップ3（指定）へ向けた取組み」

ステップ2からステップ3に上がるためには、厚生労働大臣による特定一種病原体等所持施設としての指定が必要となるが、我々はステップ2の段階でいろいろな対応をしながら、関係書類をとりまとめ、本年6月に厚生労働省へ関係書類を提出し、調整を始め、現在、厚生労働省・警察庁により施設基準や訓練の実施状況、運用規則などの書類審査と現地確認が進められているところである。

書類審査と現地確認の結果、厚生労働大臣が指定の基準を満たしていると判断した場合、現在の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）では、指定対象の機関が「国又は独立行政法人その他の政令で定める法人」と規定されているが、「その他の政令で定める法人」に「長崎大学」は規定されていないことから、本学を指定の対象とするためには、指定に先立ち、感染症法の政令改正を行い「その他の政令で定める法人」に本学が規定されることが必要となる。その政令改正が終了し、厚生労働大臣の判断に基づき、特定一種病原体等所持施設としての指定の手続が行われた場合にステップ3（指定）に進むことになる。ステップ3はまだ特定一種病原体等を所持していない段階であるが、病原体の有無にかかわらず国の監督下に置かれる形になる。ステップ3では、感染症法上の感染症発生予防規程である本学の規則（長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則）及び基準（長崎大学高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準）に従い、弱毒性の病原体等を用いた研究を実施し、さらに研鑽を重ね、ステップ4に向けて準備をしていくことになる。

（梶村委員）ステップ3の指定を受けて、弱毒性の病原体等を用いた研究を実施するということがあったが、先ほどのハザラウイルス、フニンウイルス Candid #1 株、インフルエンザウイルス A/PR/8/34 (H1N1) 株は、ステップ3ではないステップ2の段階でも持ち込んで教育訓練に使用することができるのか。

（中嶋委員）先ほどの3種類のウイルスは、特に感染症法で制限が課せられている病原体等ではなく、弱毒や無害なもの、ワクチン接種にも用いられるBSL-2レベルのもので、どこの大学にでもある普通の実験室の中で取り扱うことができる。ステップ2の段階からこういったものでまずは訓練を開始するということである。

（梶村委員）確認であるが、ステップ3で弱毒性の病原体等と書いてあるのは、感染症法上の指定のあるものの中でも弱毒性の病原体等という意味か。

（中嶋委員）特定一種病原体等のようなものを持ってくる場合には、搬入するための別の決められた手続が必要になるので、そういう手続が要らない病原体等である。

（道津委員）長崎大学としては、どのような特定第一種病原体等の所持を考えているのか。

（中嶋委員）指定を受けると持てる特定第一種病原体等は大きくわけて、ラッサウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、南米出血

熱ウイルスの5種類があり、この5つが本学の主な研究対象である。

(安田委員) 補足であるが、今後新しいウイルスが出てきて特定一種病原体等に指定される可能性もある。社会的ニーズが高いものに関しては将来的に搬入して研究することになるかと思うので、現時点では5種類を考えているが、先々、追加される可能性はある。

(道津委員) 5種類のウイルスは以前と変わらず、今後、特定一種病原体等として指定されるものに関してはそれも随時研究していくということで認識した。以前、安田先生のエボラウイルスの研究論文のリストを見せてもらったが、他の4つのウイルスも研究したことがあるのか。

(安田委員) ハザラウイルスは、クリミア・コンゴ出血熱ウイルスのモデルウイルスとして今も研究している。遺伝子組換え技術を使い、ウイルスは作らないが、個々のウイルスのタンパク質の性質を見るような研究はエボラウイルスに関してもしているし、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ラッサウイルス、マールブルグウイルス、南米出血熱ウイルスについても、全てBSL-2レベルの実験として行っている。

(寺井委員) 2つ質問がある。ステップ2で、設備の検証・慣熟運転というのがある。こちら辺がほぼできているので、11月からBSL-2レベルの弱毒性のウイルスを使った教育訓練が始まるということだと思うが、これまでに実験機器、セキュリティ機器、建物自体の設備機器等の検証・慣熟運転をして、機器の不具合とか、使いづらいつつとか、そういったことは今まで何か出てきているのか。出てきている場合、それはクリアされているのか。2点目は、6月に厚労省へ関係書類提出と記載があり、審査は始まっていると思われるが、これは書類審査だけなのか。それとも、場合によっては、現地に係官が来て色々な状況を見るというようなことも含まれるのか。

(中嶋委員) 初めて造った施設で、様々な機械があり、その一つ一つを組み合わせで動かしていく施設であり、実際に慣熟運転を行い、設備が計画どおりに動くのか、もし計画どおりに動かないのであればそれは何故なのか、どう直したら良いのかということを検証するのが一番大事なところ。おそらく全ての新しい工場などが同じようなことをされていると思うが、設備の慣熟運転により出てきた課題点を検証し一つ一つ解決してきたところである。二つ目の質問については、資料に記載のとおり、書類審査と現地確認が行われている状況である。

(梶村委員) 現地確認であるが、施設を見るだけではなく、実際にスーツなどを着て操作しているような状況を厚労省の方が確認するような作業もあるのか。

(中嶋委員) どのような審査や確認が行われているかということについては、審査を受ける側からは言えないところであるが、一言で言うと色々な角度から見られて確認が行われている。

(梶村委員) 色々な角度から、きちんと施設が運営できるというところを確認されているということか。

(中嶋委員) そのとおりである。

(神田委員) 現地確認を行うことは事前に厚労省から連絡があるのか、それとも抜き打ちで来るのか。

(中嶋委員) 厚労省次第ではあるが審査に必要な連絡はいただいている。連絡なしに入ることも当然可能である。

(道津委員) ステップ3以降の「国の監督」の国は厚労省になると思うが、文科省はステップ2までの監督となるのか。それとも、長崎大学は教育機関なので厚労省と文科省で監督することになるのか。また、維持費や研究費は国がきちんと出してくれるのか。軍事的な研究はしないと約束してくれたが、国が維持費や研究費をきちんと出してくれないと研究者が変な道に走ったりする可能性もある。

(中嶋委員) この資料はあくまでも病原体の安全管理の観点から感染症法の枠組みを示したもので、この資料の中の「国の監督」の監督官庁は厚生省と警察庁になる。もう一つの予算的なことに関する質問については、本学は国立大学法人であり、病原体の管理ではない別の観点で文科省が対応すると理解している。

(渡邊委員) 今説明があったとおり、監督というのは安全面をしっかりと確保するという法律に基づく用語であり、もちろん文科省も関与するが、文科省はどちらかというと、大学に予算を措置するとか、そういう方面で関わるもので、法律による監督とは性質が違うものであると考えていただきたい。

(梶村委員) 指定の前提となる政令改正はいつ頃になるのか。ある程度わかっているのか。

(中嶋委員) 政令改正は、厚生労働大臣が発議し閣議を経て制定される手順になっており、いつ頃になるのか、我々も一番知りたいところではあるがわからない。

(梶村委員) ステップ3にいつ入れるかは、まだ全く不明なのか。

(中嶋委員) 不明という言葉がまさにそのとおりで、大学から話ができるところではない。

(寺井委員) ステップ2の中に「市、消防、警察との調整」とあるが、定期的に会合などをされているのか。長崎市においては、地域防災計画の中に今回、BSL-4 施設のことは入れていただいたこともあるので、そこら辺のことを少し説明していただきたい。

(中嶋委員) その状況については、本日この後の議題の中で説明したい。

③実験棟における災害事故等・病原体等の盗取等が生じた場合の対応策の検討状況

(中嶋委員) スライド（配付資料なし）にて、「1. 災害事故等が生じた場合の対応策の検討状況」と「2. 病原体等の盗取等の事故への対応策の検討状況」の2つについて報告したい。

「1. 災害事故等が生じた場合の対応策の検討状況」

(1) 災害事故等発生時の対応計画案の検討

本学の BSL-4 施設が特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣に指定された場合には、長崎市地域防災計画の中に「特定一種病原体等所持施設に係る事故・災害等対策計画」が掲載されることになる。このことを踏まえ、本学実験棟の安全管理規則、基準を補完する災害等対応計画の策定に向けて、令和6年10月10日に市役所にて長崎市（防災危機管理室・感染症対策室）と打合せを行った。

本学が検討を進めている「実験棟における災害事故等発生時の対応計画」に掲載する内容としては、第1節 災害事故等発生時における組織体制、第2節 災害事故等の種別ごとの初動対応 1. 火災が発生した場合 2. 地震が発生した場合 3. その他の災害事故、不測の事態が発生した場合、第3節 災害事故等発生時における参集・連絡体制 1. 職員の参集 2. 情報収集体制 3. 地域、学内関係者への連絡、第4節 緊急対策本部 1. 高度感染症研究センター緊急対策本部 2. 危機対策本部との連携 など規則・基準を踏まえた内容を予定しており、火災や地震等が発生した場合の緊急連絡体制や実験棟自衛消防隊の組織等について検討している。策定後にはこの対応計画を基に市等の関係者の協力を得て訓練を実施していく予定である。

(2) 災害等対応計画の策定に向けた準備

令和6年10月22日、実験棟内での火災を想定した実験棟における対応計画の策定に向け、センター長以下、現場で実際に対応に関わるバイオリスク管理部門の施設管理担当者や常駐している委託業者の警備担当者、施設管理担当者とともに消火・通報など火災発生時の初動対応等について、防火扉と避難経路の確認、消火栓（ノズル、ホース）や消火器の確認、防災・保安センターにおける火災警報装置の確認等を行った。

「2. 病原体等の盗取等の事故への対応策の検討」

本学 BSL-4 施設において万が一病原体等の盗取等が生じた場合の対応マニュアル（検討案）について、令和6年10月25日に長崎県警察本部の担当者に確認と助言を依頼した。警察の担当者からは、万全の対策に向けて助言をいただき、厚労省等にも相談しながら対応マニュアルの作成を進めている。完成後は、本マニュアルを基に訓練したいと考えている。

（寺井委員）今後、市、消防、警察と定期的に打合せすると思うが、次回はいつ頃を予定しているのか。打合せの計画を教えてください。

（中嶋委員）対応計画や対応マニュアルの案を精査していただき、助言をいただきながらブラッシュアップしたものを当初の段階で完成させ、可能であれば市等の担当者にもご参加いただきながら、まずは連絡体制の訓練等から始めたい。

（宮崎委員）災害事故等発生時の対応計画で、火災、地震、その他とあったが、長崎の土地柄を考えたときに、台風や水害を特出しなくていいのか。生まれたときからほぼ長崎に住んでいるが、家が壊れるような地震はほとんどなかったし、それよりも台風や水害による電源喪失のほうが怖いのではないかと。

（中嶋委員）「その他の災害」に含めており、火災や地震とある程度同じ対応を行うことを想定している。私も長崎に来て7年ぐらいになるが、地震の経験はほとんどなく、逆に台風が強いのではないかと感じている。その他に雷も結構多く、落雷による瞬時電圧低下も想定し色々な対策を取っている。確かに本施設にとって電源が一番大事なところで、以前、委員の皆さんに施設内をご案内したときに電源の引き込み、無停電電源装置、自家発電設備等について冗長性を担保し二重化等しているところもご覧いただいた。電源対策はマニュアル等を作成するときの基本であり、地震や台風等と同等と考え加味している。

（宮崎委員）既に対策済ということか。

（中嶋委員）電源対策については取れる対策を取っており、定期点検も毎年行っている。

（宮崎委員）もう一つお尋ねしたい。災害等対応計画の策定に向けた準備の中に「委託業者」とあったが、警備等は全部、委託業者に委託しているのか。長崎大学以外の者が担っていると考えてよいのか。

（中嶋委員）大学職員だけで全ての業務に対応することは出来ないため、大学職員の監督のもと、警備及び施設管理業務については業者に委託する形をとっている。警備業者は、警備業法に基づき、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないことになっており、警察との関係性を持ち、経験を持った信用性のある業者に委託することが非常に重要であり、本学としては十分に検討し、信頼できるところに委託している。

（宮崎委員）最近、病院関係の委託業者の人たちの関係で少し困った経験をしたことがあるので、そのところはよく考えないといけないのではないかと考えて質問した。

（山下副議長）お願いであるが、東日本大震災で死亡事故が起こらなかったところは避難訓練をしていたところだったので、規程を作るだけではなく、実際に訓練をやっていたきたい。また、先ほど電源の話があったが、担当者の携帯電話の電池が切れていたら電話がつかないのでは、担当者は常時モバイルバッテリー等を持っておくなど必ず連絡が取れる状態を確保していただきたい。最後に、大災害が起きたときには施設の外に出られないと思うので、何日か分の食料等を施設内に備えておいていただきたい。

（中嶋委員）3点承知した。

（道津委員）私も山下副議長と全く同じ話をしようと思っていた。長崎市等と一緒に話をしながら初動対応や連絡体制などの対応計画を作っていただくのは本当にありがたい。

が、机上だけではなく、実地訓練が必要だと思う。また、人事異動があった時に引継ぎが上手くいっていないと、どう動いて良いかわからないと思うので、引継ぎはきちんとしておいてほしい。

(梶村委員) 防災・保安センターから消防や警察等にボタン一つで直に警報等が行くようになっているのか。

(中嶋委員) なっている。

(梶村委員) 訓練のときに実際に作動させて、つながるかどうかが確認しているのか。

(中嶋委員) 昨年度、消火器や消火栓を使った消防訓練を実施したときに、消防署への通報訓練も実際に行った。

(山下副議長) 携帯電話の基地局が潰れたときの連絡方法はあるのか。能登半島地震や東日本大震災のときに基地局自体が駄目になって電話がつながらなかった。そのような状況になり、例えば安田先生に連絡がつかないとか、生死もわからないとかといった状況のときにもきちんと対応するためには、やはり一番は連絡が取れる状態なので、基地局が潰れた場合でも何とか連絡が取れるような体制があるのかどうかを聞きたい。

(廣田委員) 他都市の大地震の際に基地局がやられてしまったことがあるということは認識している。BSL-4 施設は感染症法を基に対応するのが基本となるが、大規模事故に類するものという位置付けで、長崎市地域防災計画に BSL-4 施設に係る事故・災害等対策計画を追加するということがベースになっている。何を言いたいかというと、長崎市では災害や大規模な事故の計画を元々持っており、BSL-4 施設に係る事故・災害等についてもそれを類推適用できるということでこの計画に掲載するものであり、例えば地震で災害が起こった際には、長崎市と携帯事業者が連携し、基地局に代わるものとして、スターリンクという基地局に類するようなものを持って来るよう携帯事業者に要請することも想定できる。そういったものを使うかどうか現時点では確約できないが、相談いただきながら協力し、連携して対応したい。

(山下副議長) それだったら、たぶん遅いので、例えば衛星電話を持たせておくとか、方法は何でも良いが、責任者 2～3 人には必ず連絡が取れる方法を 1 個か 2 個、考えておいていただきたい。また、大災害が起きて、長崎大学の先生が全員ダウンした場合の他大学を含めたフォロー体制まで検討しておいていただきたい。

(森内議長) 責任者は普段からの心がけがとても大事であると承った。

(宮崎委員) 今の話はセカンドチョイスの連絡網を作っておくということだと思う。例えばセンター長や何人かの人には別に電話を支給しておくなど、携帯電話以外で何かリアルなラインを確保しておくことをぜひ考えていただきたい。

(森内議長) いただいた意見等を基にして、さらにシェイプアップしていきたい。

(2) その他

事務局から、次回開催について、令和 7 年 2 月 5 日（水）の開催を予定している旨の説明があった。

— 以 上 —